

べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）交付事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、町民の自発的な活動により、広く町民参加が見込まれる公益性のある活動又はコミュニティの充実を目的とする事業を行おうとする者（以下「団体」という。）に対し、町民と行政との協働を推進するため事業経費の一部又は全部を補助することに関し、別海町振興奨励補助規則（昭和46年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（団体及び事業）

第2条 補助金の交付対象となる団体及び補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

（1）営利を目的とするもの

（2）宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするもの

（3）自治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの

（4）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にあるもの（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの

（経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付対象から除外する経費は、活動に要する経費のうち別表第1に掲げる経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付上限額、交付回数、区分及び補助率は、別表第1に定めるところによる。

（事業の公募）

第5条 町長は、事業の公募にあたり広報紙及びホームページ等を利用して広く町民に周知し、別に募集要項を定めて別表第1に掲げる時期に募集するものとする。

（応募方法）

第6条 前条の規定により応募しようとする団体は、別に定める募集要項に基づき、べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）事業申込書（第1号様式）の他、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）団体概要書（第4号様式）

（4）その他町長が必要と認める書類

（審査及び通知）

第7条 町長は、第5条の規定に基づき提出のあった事業の審査を、別に定めるべつかい協働のまちづくり補助金評価委員会（以下「評価委員会」という。）に委任するものとする。

2 応募する団体は、評価委員による審査の場（以下「審査会」という。）で事業について説明をしなければならない。

3 審査の方法等は、別に定めるべつかい協働のまちづくり補助金審査指針による。

4 審査の日時等は、事前に調整のうえ応募した団体に通知するものとする。ただし、審査会当日に応じることができない場合は、審査の対象から除外することができる。

5 町長は、評価委員会の報告を受けて、補助金の交付が適当である事業を採択し、評価委員会へ報告するとともに、審査結果通知書（第5号様式）により応募した団体へ通知するものとする。

（審査対象事業の特例）

第8条 町長は、別表第1に掲げる公募時期が前期の場合は、審査会開催前に既に事業に着手している場合であっても、当該事業を審査の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第9条 第7条により採択を受けた団体は、規則第3条に定める補助金の交付申請書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付指令書(第6号様式)により団体へ通知するものとし、その内容を町の広報紙及びホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(事業の実施及び報告の義務)

第11条 事業は、第8条に規定する場合を除き、補助金交付決定の通知を受けた後に事業計画書に従い、着手し完了させるものとする。

2 団体は事業完了後、規則第7条及び第8条に定める書類を提出しなければならない。ただし、規則第8条に定める事業精算書は、べつかい協働のまちづくり補助金収支決算書(第9号様式)に置き換え、次の書類を添付するものとする。

(1) 領収書等支払関連資料写し

(2) その他活動実績がわかるもの

(補助金の請求)

第12条 団体は、補助金の請求をする場合は、補助金交付指令書(第6号様式)及び補助金確定通知書(第10号様式)の写しを添えて請求するものとする。

(余剰金)

第13条 概算払いを受けた団体が、精算の結果、余剰金が発生する場合は、速やかにこれを町長に返還しなければならない。

(事業実績の公表)

第14条 町長は、補助対象事業が完了したときは、第10条の規定による方法に準じてその内容及び成果を公表するものとする。

(活動報告会)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた団体が広く活動の成果等を報告しあう機会(以下「活動報告会」という。)を設けるものとする。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の活動報告会への出席に努めなければならない。

(補足)

第16条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

1. 要件	(1) 団体	<p>その成果が期待でき、次に掲げる実態を備える団体とする。</p> <p>ア 団体構成員中、町民が3人以上含まれていること。</p> <p>イ 活動拠点が町内にあること。</p> <p>ウ 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。</p> <p>エ 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確にし、上記要件を満たすものとする。</p>																		
	(2) 事業	<p>町民の自主的なまちづくりにおける取り組みを対象とし、地域活性化を図るために多くの町民に共感を与え公益性や将来性が見込まれる事業で、以下の要件を満たすもの。</p> <p>ア 原則町内で実施される事業であり、かつ主たる対象を町民にした事業。</p> <p>イ 事業効果が町民及び町の発展に寄与するもの（町外において町のPRに寄与するものを含む）。</p> <p>ウ 同一事業について、他に町の補助金を受けていないこと。</p> <p>エ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること。</p> <p>オ これからまちづくりを始めようとする団体又は既にある団体が初めてまちづくりに取り組む活動。</p> <p>カ 事業実施期間が前期分は4月から9月及び通年実施事業であり、後期分は10月から3月までに実施する事業。</p>																		
2. 公募に係る時期	<p>公募時期は、前期・後期の年2回とし、要件に定める期間に実施される事業を対象として、1ヶ月程度の公募をする。</p>																			
3. 補助区分及び補助率	<p>補助区分を以下のとおりとし、団体は、以下の事業目的を満たす補助区分を選択するものとする。</p> <p>《補助区分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象となる事業の内容</th> <th>補助率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり補助金</td> <td>町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、活力ある地域づくりが見込まれる活動や今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動</td> <td>8/10以内</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>まちいきいき支援型補助金</td> <td>町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動</td> <td>5/10以内</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>スタート応援型補助金</td> <td>結成間もない団体が、まちづくり活動を行う準備等や他分野において既に活動している団体が、この補助金をきっかけとして取り組むまちづくり活動</td> <td>8/10以内</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《共通要件》</p>				区 分	対象となる事業の内容	補助率	上限額	地域づくり補助金	町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、活力ある地域づくりが見込まれる活動や今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動	8/10以内	50万円	まちいきいき支援型補助金	町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動	5/10以内	100万円	スタート応援型補助金	結成間もない団体が、まちづくり活動を行う準備等や他分野において既に活動している団体が、この補助金をきっかけとして取り組むまちづくり活動	8/10以内	15万円
区 分	対象となる事業の内容	補助率	上限額																	
地域づくり補助金	町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、活力ある地域づくりが見込まれる活動や今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動	8/10以内	50万円																	
まちいきいき支援型補助金	町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動	5/10以内	100万円																	
スタート応援型補助金	結成間もない団体が、まちづくり活動を行う準備等や他分野において既に活動している団体が、この補助金をきっかけとして取り組むまちづくり活動	8/10以内	15万円																	

	<p>ア 交付額の単位は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。</p> <p>イ 各補助区分において対象となる事業は別表2を補足とする。</p>
4. 補助対象経費と補助対象外経費	<p>補助対象経費と補助対象外経費については、以下のとおりとする。</p>
	<p>(1) 対象経費</p> <p>ア 対象外経費以外のもの。</p>
	<p>(2) 対象外経費</p> <p>ア 協働のまちづくり補助金（公募型、一般型含む）、事業参加料、寄付、協賛金、官公庁以外の補助金及びこれら類似するもの以外の収入に相当する額を対象外経費とし、補助対象経費から差引くものとする。</p> <p>イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。ただし、事業に伴う会議等で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。</p> <p>ウ 事業参加者に無料若しくは著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の無料配布）。</p> <p>エ 商品券等の金券に類似するものの経費。ただし、地域通貨的な商品券を除く。</p> <p>オ 対象事業以外の目的も有し、かつ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費（スタート応援型を除く）。</p> <p>カ 不動産の売買等に関する経費。</p> <p>キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、かつ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるもの（スタート応援型を除く）。</p> <p>ク 事業完了後に余剰金（繰越金等）が発生した場合、これに相当する額。</p> <p>ケ 予備費、若しくはこれに類似するもの。</p> <p>コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。</p> <p>サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないと認めた経費。</p>
5. 概算払い	<p>請求により、交付決定額の範囲内で概算払いすることができる。</p>
6. 交付回数等の限度等	<p>交付回数の限度等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア スタート応援型は、1団体につき1回を限度とする。</p> <p>イ 同一団体による申請は、原則年度中1回1事業とし、同一の目的をもって実施する事業については3回を限度とする。</p>

別表第2（別表第1補足）

区 分	主な分野	事 例
地域づくり 補助金	地域資源の活用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用したイベント ・地域親睦・交流イベント開催 ・地域資源を活用した体験学習の推進活動 ・地域資源を活用した地産地消の取組み <p style="text-align: right;">等々</p>
	新しい地域の創 造等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人材育成や発掘を目的とした各種フォーラムや研修会の開催 ・地域の課題解決に取り組む研究調査 ・趣味を通じた活動による地域づくり事業 <p style="text-align: right;">等々</p>
	より良い生活環 境や住環境を目 指す活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の清掃や草かり活動 ・多くの町民が利用する施設やその周辺の環境整備活動 ・緑化運動の推進活動 ・公共用施設等の保全と活用を目指す活動 <p style="text-align: right;">等々</p>
まちいきいき 支援型補助金	新しい創造で別 海町を支えるイ ベントや企画等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の団体や個人によって組織される実行委員会主催のイベント ・全町民を対象とした大規模イベント (世代間交流・異業種交流 等々) ・町を広く全道・全国にPRし発信する企画事業 <p style="text-align: right;">等々</p>
スタート応援 型補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・活動準備資金として <p style="text-align: right;">等々</p>

※ ここであげる事例等については一例であり、この限りではない。

※ ここで掲げる「地域」とは、町内における各地区を示す。